

## 『元利金猶予依頼書（兼調査票）』の記載・提出にあたっての留意事項

### 1. お申し出日（依頼書右上の日付）の記載について

返済猶予の対象となるのは、「お申し出日」から6か月を超えない日までとなります。

つきましては、返済猶予を希望される最初の約定月（返済月）の直前の月の日付でお申し込みください。

※1 お申し出日が早すぎる（猶予を希望される最初の約定月と日にちが開きすぎている）場合、ご希望の猶予期間に沿えないこととなりますのでご注意ください。

※2 複数の借入れがある場合で、返済猶予を希望される最初の約定月が借入毎に異なる場合は、お手数ですが別々の依頼書でお申し込みください。

### 2. 依頼書の提出時期について

返済猶予に係る手続きの都合上、返済猶予を希望される最初の約定月（返済月）の前月20日までに機構に到着するよう、書類を準備・発送してください。

※ 返済猶予を希望される最初の約定日の間に書類が到着した場合、ご希望の猶予期間に沿えないこととなりますのでご注意ください。

### 3. お申し出日の例

(1) 月賦償還（毎月10日のご返済）で、令和2年7月10日約定分からの猶予を希望する場合

- ◎ 申し出日は令和2年6月11日以降の日付を記入する。
- ◎ 令和2年6月20日までに機構に到着するよう発送する。

(2) 月賦償還（毎月10日のご返済）[A]と3か月賦償還（3か月毎の10日のご返済）[B]の2つの借入れがあり、Aについては令和2年7月10日約定分から、Bについては令和2年8月10日約定分からの猶予を希望する場合

《Aについて》

- ◎ 申し出日は令和2年6月11日以降の日付を記入する。
- ◎ 令和2年6月20日までに機構に到着するよう発送する。

《Bについて》（Aとは別の依頼書を準備）

- ◎ 申し出日は令和2年7月11日以降の日付を記入する。
- ◎ 令和2年7月20日までに機構に到着するよう発送する。

【お問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

顧客業務部 顧客業務課 電話：0120-343-864